

1. 保安管理業務外部委託承認制度の概要について

1. 制度概要

電気事業法第 43 条第 1 項の規定により、事業用電気工作物を設置する者は、事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督をさせるため主任技術者を選任しなければならないとされているが、電気事業法施行規則第 52 条第 2 項の規定により、自家用電気工作物であって以下に掲げる事業場の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務（以下、「保安管理業務」という。）の委託契約を、一定の要件に該当する者と締結しているものであって、保安上支障がないものとして所轄産業保安監督部長の承認を受けた場合には、電気主任技術者を選任しないことができる。

1. 電圧 7,000 ボルト以下で連系等をする、出力 2,000 キロワット未満の発電所(水力発電所、火力発電所、太陽電池発電所及び風力発電所に限る。)の設置の工事のための事業場
2. 電圧 7,000 ボルト以下で連系等をする、出力 2,000 キロワット未満の発電所(水力発電所、火力発電所、太陽電池発電所及び風力発電所に限る。)
3. 電圧 7,000 ボルト以下で連系等をする、出力 1,000 キロワット未満の発電所(1. に掲げるものを除く。)の設置の工事のための事業場
4. 電圧 7,000 ボルト以下で連系等をする、出力 1,000 キロワット未満の発電所(2. に掲げるものを除く。)
5. 電圧 7,000 ボルト以下で受電する需要設備の設置の工事のための事業場
6. 電圧 7,000 ボルト以下で受電する需要設備のみの事業場
7. 電圧 600 ボルト以下の配電線路を管理する事業場

2. 関連条文の説明

(1) 外部委託先となる個人（電気管理技術者）の要件（第52条の2第1号）

必要な資格、保有すべき機械器具、受託事業場数の制限等の要件を規定する。

また、承認の取消しから2年を経過しない者でないことを要件とする。

(2) 外部委託先となる法人（電気保安法人）の要件（第52条の2第2号）

電気管理技術者と同様の要件を規定する。

さらに、電気保安法人の場合は、保安業務担当者に対し適切に現場での保安業務を実施させ、現場の実態を踏まえてその業務方法等を適切に改善することが安全確保上必要であることから、組織のマネジメントに関する要件を規定する。

具体的な審査基準については、次の要件を満たし、かつ、これらを担保する社内規程等が整備されていることを要することを規定する。

- 保安管理業務の実施体制を構築し、保安業務担当者が明確な責任の下に保安管理業務を実施すること。また、あらかじめ定められた間隔で保安管理業務のレビューを行い適切な改善を図ること 等

なお、電気保安法人における保安業務担当者が、自ら担当する事業場について実施すべき業務を実施していないことが判明した場合には、当該保安業務担当者が担当する事業場を承認取消しの対象とする。

(3) 外部委託承認の条件（第53条第2項）

外部委託承認の条件として、委託契約に定めるべき事項（点検頻度等）のほか、

○外部委託先が要件に該当していること

○外部委託先が電気保安法人の場合には保安業務担当者が定められていること

○保安管理業務に係る委託契約は当該業務のみを内容としていること

を規定する。

なお、外部委託承認後に本項の条件に該当しなくなった場合には、承認取消しの対象とする。

(4) 外部委託先に対する職務誠実義務（第53条第3項）

外部委託先に対する職務誠実義務を規定する。

なお、本項に違反した場合には、承認取消しの対象とする。

(5) 設置者に対する外部委託先の意見（第53条第4項）

外部委託承認を受けた設置者が、自らの事業場の保安を確保するに当たり、外部委託先の意見を尊重すべきことを規定する。

(6) 外部委託承認の取消しの条件（第53条第5項）

外部委託承認の取消しの条件として以下の内容を規定し、これらの条件に該当した場合に外部委託承認を取り消すことができることを規定する。

- 外部委託承認の条件（第53条第2項）に該当しなくなったとき

- (例)・無資格者や実務経験不足の者が保安管理業務に従事したとき
 - ・外部委託先（電気保安法人の場合、保安業務担当者）の主たる連絡場所が受託（担当）事業場に遅滞なく到達し得る場所ではなくなったとき
- 外部委託先が委託契約によらず保安管理業務を行ったとき
 - (例)・外部委託先が保安管理業務を実施していないとき
 - ・外部委託先（電気保安法人の場合、保安業務担当者）以外の者が保安管理業務を実施しているとき
 - ・外部委託先が点検頻度を守っていないとき
- 外部委託先（電気保安法人の場合、保安管理業務に従事する者を含む。）が保安管理業務を誠実に実施していないとき
 - (例)・保安上必ずしも必要でなかったり、適切でなかったりする助言を行い、設置者にそれを強要等するようなことを行ったとき
- 不正の手段により外部委託承認を受けていたとき
 - (例)・虚偽の申請内容により外部委託承認を受けていたとき